

平成 30 年度オープンイノベーション機構の整備事業（Q & A 集）

目 次

【申請形式について】

- 問 1 様式 1 の申請書に記名する代表者は、学長である必要があるか。 1
- 問 2 複数の機関で共同して申請できるか。 1
- 問 3 申請書類について紙媒体での提出は可能か。 1

【申請要件及び自助努力について】

- 問 4 クリエイティブ・マネージャーの全てのメンバーを申請段階で決めている必要はあるか。 1
- 問 5 申請主体の自助努力分について、研究設備の対価額、申請主体にもともと所属している研究者の
人件費や研究費支給（インセンティブ分）などを含めてよいか。 1
- 問 6 企業保有の研究設備を申請主体の自助努力分を含めてよいか。 1
- 問 7 申請主体の自助努力分について、学内資金（現金）を拠出する場合の原資は問わないか。 1
- 問 8 本事業により各大学において補助対象となる費目（例えば、統括クリエイティブ・マネージャー
の人件費など）について、補助金と申請主体の自助努力により折半することは可能か。 1
- 問 9 本事業では、科学技術振興機構（JST）の産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム
（OPERA）の「オープンイノベーション機構連携型」にも応募する必要があるか。 2

【提案内容について】

《オープンイノベーション促進システムについて》

- 問 10 競争領域と非競争領域はどのような定義か。 2
- 問 11 オープンイノベーション機構は、非競争領域の共同研究コンソーシアムを含めた研究開発プロ
ジェクトを管理することはできないか。 2
- 問 12 様式 2-②の「オープンイノベーション促進システムの共同研究コンソーシアム」には、民間
企業が参画していない基礎研究プロジェクトは記載できないか。 2
- 問 13 様式 2-②「(ア) オープンイノベーション促進システムの全体構成」には、OPERA の「共創プ
ラットフォーム育成型」の研究開発テーマを記載してもよいか。 2
- 問 14 OPERA のオープンイノベーション機構連携型で計上した民間資金を、オープンイノベーション
機構に係る収入としても計上してよいか。 2

《オープンイノベーション機構について》

- 問 15 本事業を実施する学内組織は、必ず「オープンイノベーション機構」と呼称することが必要か。
..... 3
- 問 16 「オープンイノベーション機構」は、学内の複数組織をまたがるバーチャルな運営体としても
よいか。 3

《機構長について》

- 問 17 機構長は、大学における戦略的経営を担う役員が求められているが、具体的にどのような役員

を想定しているか。 3

《クリエイティブ・マネージャーについて》

問 18 統括クリエイティブ・マネージャーは、常勤である必要があるか。 3

問 19 クリエイティブ・マネージャーは、プロジェクトを担当する研究者として兼任できるか。 3

問 20 クリエイティブ・マネージャーに年齢制限はないか。 3

問 21 公募要領の「図4 機構長及びクリエイティブ・マネージャーに求められる資質・人物像のイメージ」にはないクリエイティブ・マネージャーの役割を新設してよいか。 4

問 22 クリエイティブ・マネージャーは、クロスアポイントメントによる雇用契約も可能か。 4

《研究開発プロジェクトについて》

問 23 オープンイノベーション機構において実施する研究開発プロジェクトが審査対象となっているのは何故か。 4

問 24 オープンイノベーション機構が実施する研究開発プロジェクト数や金額に下限や上限はあるか。 4

問 25 1つの研究開発プロジェクトが非競争領域と競争領域のどちらにも関わる場合、プロジェクトを共同研究コンソーシアムとオープンイノベーション機構で分けないといけないか。 4

問 26 オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトに、国等が支援を行っているプロジェクトを入れてもよいか。 4

問 27 申請時のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクト以外に、新たな大型のプロジェクトが形成されていくことについても、審査では考慮されることになるのか。 5

問 28 様式2-①「(カ) 中心研究者の研究業績書」について、プロジェクトに参画する者のうち、どこまでを中心研究者とすべきか。 5

問 29 様式2-①(ク) 共同研究契約・受託研究契約リストについて、民間企業からのリソース負担を含めた「契約金額」を計上してよいか。また、「契約締結日」は予定日でもよいか。 5

【補助内容について】

問 30 補助額について、下限や上限はあるか。 5

問 31 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の(ア)～(サ)以外にも認められる経費はあるか。ある場合は、補助対象はどのような考え方になるのか。 5

問 32 非競争領域の共同研究コンソーシアムにおけるマネジメント経費について、本補助金から支出は可能か。 5

問 33 本補助金は、年度繰り越しが可能か。 6

問 34 本補助金により、共有特許の買い戻しの支出は可能か。 6

問 35 学内施設のスペースチャージ料や光熱水費等は本補助金から支出することはできないか。 6

問 36 本補助金により、プロジェクト部門の研究者の人件費の支出は可能か。 6

問 37 本補助金により、退職金の支給は可能か。 6

問 38 研究広報・アウトリーチ活動のためのホームページ作成や学外サテライトの借料については、本補助金から支出は可能か。 6

問 39 本補助金において、一般管理費は措置されるか。 6

| | | |
|------|---|---|
| 問 40 | 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」のサ) のオープンイノベーション機構の形成促進費は、どのような考え方となるか。 | 7 |
| 問 41 | オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、プロジェクト部門の研究者の人件費や消耗品や備品の購入費を措置できないか。 | 7 |
| 問 42 | 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用(部局へのインセンティブ)や研究者への研究費支給(個人へのインセンティブ)は、オープンイノベーション機構形成促進費として支出することはできないか。 | 7 |
| 問 43 | オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、ポスドクやリサーチ・アシスタント(RA)を雇用する場合の給与について、上限等の制約はあるか。 | 7 |
| 問 44 | 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか。 | 7 |
| 問 45 | 人件費の支出は新規雇用の場合に限るか。 | 8 |
| 問 46 | 本補助金により、クリエイティブ・マネージャーの研修を行うことは可能か。 | 8 |
| 問 47 | 本補助金で取得した設備備品費をオープンイノベーション機構外で使用することは可能か。 | 8 |
| 問 48 | 採択された場合、経費はいつから使用することが可能か。 | 8 |

【審査方法】

| | | |
|------|--|---|
| 問 49 | 面接審査はどのように実施されるか。 | 8 |
| 問 50 | 面接審査対象大学の連絡はどのように行われるか。 | 8 |
| 問 51 | 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。 | 8 |
| 問 52 | 審査委員の氏名は公表されるか。 | 8 |
| 問 53 | OPERA のオープンイノベーション機構連携型と審査は別々に行われるか。 | 8 |

【他大学との連携について】

| | | |
|------|--|---|
| 問 54 | 申請に当たって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。連携先の機関の長の文書は必要か。 | 9 |
| 問 55 | 連携機関が、委託費の中で設備備品を取得した場合の取扱いはどうなるか。 | 9 |

【その他】

| | | |
|------|--|---|
| 問 56 | 申請書類の様式、項目、文字数、行数を変更してもよいか。 | 9 |
| 問 57 | 「オープンイノベーション機構の整備を図るための全体概要図(Microsoft PowerPoint)」について、盛り込むべき要素など、どのようなものを求めているのか。 | 9 |
| 問 58 | 略歴や研究業績書はいつの時点から記載すればよいか。 | 9 |
| 問 59 | 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。 | 9 |
| 問 60 | 申請書を提出した後に、不備な箇所を見つけた場合、差し替えは認められるか。 | 9 |
| 問 61 | 「本事業の申請は1大学につき1申請とします。1大学から複数の申請があった場合、当該機関により申請されたすべての申請を審査対象外とします。」とされているが、研究室や教員個人から直接申請されると大学としては止められない。 | 9 |

【申請形式について】

問1 様式1の申請書に記名する代表者は、学長である必要があるか。

学長又は理事長となります。

問2 複数の機関で共同して申請できるか。

本事業では、複数大学間でオープンイノベーション機構を整備することを念頭に、共同申請を行うことはできません。

ただし、一大学のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトに、他機関の研究者が参画することは可能です（この場合、共同申請ではなく、申請主体からの委託契約を締結していただく必要があります。）。

問3 申請書類について紙媒体での提出は可能か。

紙媒体での提出はできません。

【申請要件及び自助努力について】

問4 クリエイティブ・マネージャーの全てのメンバーを申請段階で決めている必要はあるか。

統括クリエイティブ・マネージャー以外のクリエイティブ・マネージャーは、審査上、申請段階ですべて決まっていることが望ましいですが、公募期間が短期間であるため、申請段階までに決まらなかった場合は、どのような人物が就くことを想定しているかを記載してください。なお、面接審査の対象となった大学に対しては、申請内容の補正を認めますので、それまでには、全てのクリエイティブ・マネージャーを記載してください。

問5 申請主体の自助努力分について、研究設備の対価額、申請主体にもともと所属している研究者の
人件費や研究費支給（インセンティブ分）などを含めてよいか。

可能です。ただし、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」では、共同研究に参画する研究者の人件費（相当分を含め）など適正な費用負担を民間企業側に求めることとしているため、研究設備の対価額や申請主体にもともと所属している研究者の人件費については、民間企業負担を除いた大学負担分を計上してください。

問6 企業保有の研究設備を申請主体の自助努力分に含めてよいか。

学内資源ではないため、自助努力分には含められません（企業から寄付された研究設備は可）。

問7 申請主体の自助努力分について、学内資金（現金）を拠出する場合の原資は問わないか。

学内資源として、学内から資金拠出する場合、公募要領では「競争的資金等における間接経費や寄附金等」としておりますが、これらは例示であり学内資金の原資は問いません（ただし、上記問5のとおり、民間企業負担分を除いてください。）。

問8 本事業により各大学において補助対象となる費目（例えば、統括クリエイティブ・マネージャー

の人件費など) について、補助金と申請主体の自助努力により折半することは可能か。

本事業は、「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費」の範囲内で、各大学から補助金交付申請があった費目(様式2-①(ス) 年度別補助金執行計画表の費目) に対して100%(3年目まで) を補助するものです。他方で、申請主体の自助努力は、本事業の事業遂行を補完する経費との位置づけのため、各大学において補助対象となる費目を、補助金と申請主体の自助努力で折半できません。

問9 本事業では、科学技術振興機構(JST)の産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム(OPERA)の「オープンイノベーション機構連携型」にも応募する必要があるか。

本事業において、OPERAの「オープンイノベーション機構連携型」に応募することは要件ではありません。ただし、応募しない場合でも、共同研究コンソーシアム(OPERAに相当)を含めたオープンイノベーション促進システムについては、審査上の考慮事項となる予定です。

【提案内容について】

《オープンイノベーション促進システムについて》

問10 競争領域と非競争領域はどのような定義か。

本事業において、競争領域は、企業の事業戦略に深く関わる研究領域、もしくは、大学と企業で、企業の研究開発部門のみならず製造部門・事業部門も含めたクローズの共同研究が実施される研究領域を想定しています。非競争領域は、学術論文の発表が可能で、大学等や複数の民間企業において研究開発成果に関する情報の共有が可能な基礎的・基盤的研究領域を想定しています。

問11 オープンイノベーション機構は、非競争領域の共同研究コンソーシアムを含めた研究開発プロジェクトを管理することはできないか。

オープンイノベーション機構は、競争領域を中心とした研究開発プロジェクトを実施する組織として位置づけられるため、オープンイノベーション機構が共同研究コンソーシアムのプロジェクト担当組織となることは想定していません。

問12 様式2-②の「オープンイノベーション促進システムの共同研究コンソーシアム」には、民間企業が参画していない基礎研究プロジェクトは記載できないか。

共同研究コンソーシアムにおけるプロジェクトは、競争領域を中心とした大型の共同研究の前段階に位置付けられる非競争領域の産学共同研究を想定しています。したがって、民間企業が参画していない基礎研究プロジェクトは除外してください。

問13 様式2-②「(ア) オープンイノベーション促進システムの全体構成」には、OPERAの「共創プラットフォーム育成型」の研究開発テーマを記載してもよいか。

記載して差し支えありません。

問14 OPERAのオープンイノベーション機構連携型で計上した民間資金を、オープンイノベーション機構に係る収入としても計上してよいか。

OPERA のオープンイノベーション機構連携型に係る民間資金は、共同コンソーシアムにおける非競争領域の産学共同研究の資金という位置づけであり、「オープンイノベーション機構に係る収入」（様式 2-①（サ）資金調達計画及び収支計画）には計上しないでください。なお、当該資金のうちオープンイノベーション機構の自立的経営のために活用することができる収入（間接経費など）がある場合は、「民間資金（OI 機構とは関係ない間接経費等）を原資とした収入」（様式 2-①（サ））に計上してください。

《オープンイノベーション機構について》

問15 本事業を実施する学内組織は、必ず「オープンイノベーション機構」と呼称することが必要か。

「オープンイノベーション機構」は、大学における新たな産学連携の運営体としての事業名であり、大学において設置する組織について同じ呼称とする必要はありません。

問16 「オープンイノベーション機構」は、学内の複数組織をまたがるバーチャルな運営体としてもよいか。

本事業においては、オープンイノベーション機構の適切な責任・権限体系の確立、財務管理体制の構築、持続的かつ自立的な運営を求めていることから、オープンイノベーション機構がバーチャルな運営体となることは想定しておりません。

《機構長について》

問17 機構長は、大学における戦略的経営を担う役員が求められているが、具体的にどのような役員を想定しているか。

機構長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長（学校教育法第 92 条第 4 項）を配置するなど、オープンイノベーション機構の経営の裁量を確保し、大学経営と連動したオープンイノベーション機構の経営を行うことができる役員クラスを配置することが期待されます。

《クリエイティブ・マネージャーについて》

問18 統括クリエイティブ・マネージャーは、常勤である必要があるか。

原則として、「常勤」であることを想定しています。このため、公募要領の 9 頁では「オープンイノベーション機構の経営を軌道に乗せるためには、統括クリエイティブ・マネージャーが、責任をもって継続的・日常的に経営を行うことができる勤務形態」としており、審査上、業績や資質・能力だけでなくエフォート率も含めて総合的に評価することとしています。

問19 クリエイティブ・マネージャーは、プロジェクトを担当する研究者として兼任できるか。

できます。研究者としても兼任する場合、クリエイティブ・マネージャーと研究者それぞれのエフォート率を明確にしてください。この場合、マネジメント部門のエフォート分の支払いが可能です。

問20 クリエイティブ・マネージャーに年齢制限はないか。

年齢制限はありません。

問21 公募要領の「図4 機構長及びクリエイティブ・マネージャーに求められる資質・人物像のイメージ」にはないクリエイティブ・マネージャーの役割を新設してよいか。

可能です。各大学の経営戦略に基づいて必要なクリエイティブ・マネージャーを提案してください。様式2-②(ウ)「集中的なマネジメント体制の考え方及び特色」において、その必要性も含めて記載してください。

問22 クリエイティブ・マネージャーは、クロスアポイントメントによる雇用契約も可能か。

可能です。この場合、各クリエイティブ・マネージャーのエフォート率を勘案して、事業の実施に当たり支障がないかなどオープンイノベーション機構が求められる集中的なマネジメント体制となっているかを審査します。

《研究開発プロジェクトについて》

問23 オープンイノベーション機構において実施する研究開発プロジェクトが審査対象となっているのは何故か。

各大学の申請内容が、大型の研究開発プロジェクトを通じて、支援終了後には間接経費や特許実施料収入等を基に、オープンイノベーション機構が一定の自立的経営を行うことができるか、また、本事業のねらいである「競争領域を中心とした大型共同研究」が実現できるかといった観点から、研究開発プロジェクトを審査する必要があると考えています。

問24 オープンイノベーション機構が実施する研究開発プロジェクト数や金額に下限や上限はあるか。

オープンイノベーション機構においては、競争領域を中心とした産学共同研究として数億規模のプロジェクトが実施されることを想定しています。これらを踏まえ、各大学において、競争領域を中心とした大型の研究開発プロジェクトに厳選されるならば、プロジェクト数に下限や上限はありません。

問25 1つの研究開発プロジェクトが非競争領域と競争領域のどちらにも関わる場合、プロジェクトを共同研究コンソーシアムとオープンイノベーション機構で分けないといけないか。

そのとおりです。本事業と連携する OPERA の「オープンイノベーション機構連携型」では、非競争領域の研究開発に対して、民間資金とのマッチングファンドにより、JST から民間資金獲得額に応じた委託研究開発費が支出されます。このため、競争領域が中心となるオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクトが、共同研究コンソーシアムの研究開発プロジェクトとしても混然一体に位置付けられると、OPERA における支援の考え方は勿論、オープンイノベーション促進システム全体の考え方とも整合できなくなりますので、共同研究コンソーシアムとオープンイノベーション機構で研究開発プロジェクトを分けるなど、適切に対応してください。

問26 オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトに、国等が支援を行っているプロジェクトを入れてもよいか。

本事業においては、大型の「民間資金」を呼び込んで自立的に経営されるシステムを大学内部に形成

することが求められます。また、オープンイノベーション機構で実施される研究開発プロジェクトは、競争領域を中心とした研究領域であるため、その研究成果がクローズとなる場合もあります。このため、国等が支援を行っているプロジェクトは、オープンイノベーション機構で実施する研究開発プロジェクトとして、原則としては、馴染まないものと考えております。

問27 申請時のオープンイノベーション機構の研究開発プロジェクト以外に、新たな大型のプロジェクトが形成されていくことについても、審査では考慮されることになるのか。

そのとおりです。将来的に、本事業の対象とする競争領域に接続し得る可能性を有しているかという点についても考慮することとします。この趣旨を踏まえて、様式2-②の「(ア) オープンイノベーション促進システムの全体像」や「(キ) 共同研究コンソーシアム形成の考え方及び特色」などに記載してください。

問28 様式2-①「(カ) 中心研究者の研究業績書」について、プロジェクトに参画する者のうち、どこまでを中心研究者とすべきか。

中心研究者は、研究開発プロジェクトごとにPI (Principal Investigator) 1名 (必要があれば、サブPI等を含めた2名まで) を記載してください。

問29 様式2-①(ク) 共同研究契約・受託研究契約リストについて、民間企業からのリソース負担を含めた「契約金額」を計上してよいか。また、「契約締結日」は予定日でもよいか。

リソース負担を含めた「契約金額」を計上できます。また、「契約締結日」は、平成30年度内に契約を締結する予定であれば、予定日として記載しても差し支えありません。

【補助内容について】

問30 補助額について、下限や上限はあるか。

下限については特段定めておりません。上限については概ね2億円を超えない範囲で、経費を精査し、必要な額を計上してください。

問31 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」の(ア)～(サ) 以外にも認められる経費はあるか。ある場合は、補助対象はどのような考え方になるのか。

「概ね」としているとおり、他にも認められる経費はあります。基本的な考え方としては、オープンイノベーション機構のマネジメント部門に整理される経費及びオープンイノベーション機構形成促進に整理される経費(3年目まで)を補助対象とします。不明な場合は、文部科学省大学技術移転推進室まで問い合わせてください。

問32 非競争領域の共同研究コンソーシアムにおけるマネジメント経費について、本補助金から支出は可能か。

非競争領域の共同研究コンソーシアムにおける定常的なマネジメント経費は、オープンイノベーション機構外の組織(産学連携本部等の既存組織)の活動経費となることを想定しているため、本補助金

からの支出はできません。

ただし、オープンイノベーション機構において、共同研究コンソーシアムの研究開発プロジェクトを本事業の対象とする競争領域に接続させるためのマネジメント経費については、本補助金から支出できます。

問33 本補助金は、年度繰り越しが可能か。

原則として、本補助金の年度繰り越しはできません。ただし、補助金の交付決定時には予測し得なかった不測の事態により、当該年度内に事業が完了しない見込みのあるものについては、文部科学大臣を通じて財務大臣に繰越承認要求を行い、財務大臣の承認を得た上で、当該経費を翌年度に繰り越して使用することができます。(財務省への繰越承認要求は、文部科学省が行うため、財務大臣の承認を得た後、概算払いを受けた補助金のうち繰越相当分を文部科学省にいったん返還する必要があります。)

問34 本補助金により、共有特許の買い戻しの支出は可能か。

可能です。「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」のク) に該当します。

問35 学内施設のスペースチャージ料や光熱水費等は本補助金から支出することはできないか。

実施機関の施設使用に関する経費であり本補助金からは支出できません。なお、申請主体の自助努力分には計上できます。

問36 本補助金により、プロジェクト部門の研究者の人件費の支出は可能か。

できません。ただし、プロジェクト部門の研究開発プログラムの研究者が、マネジメント部門のプロジェクト・クリエイティブ・マネージャーなどとしても参画する場合は、マネジメント部門のエフォート分について支払いが可能です。

問37 本補助金により、退職金の支給は可能か。

退職手当については、①雇用契約及び事業を実施する機関が定める規程等の範囲内で、②当該年度の勤務に対して実際に雇用している者に支給している場合のみ、本補助金から支給することは可能です。ただし、算定期間は事業に係る期間のみとし、当該雇用者に退職金を支払う年度の補助金から支払う必要があります。なお、積立金としての退職引当金については、本補助金を充当することができませんので、ご注意願います。

問38 研究広報・アウトリーチ活動のためのホームページ作成や学外サテライトの借料については、本補助金から支出は可能か。

本事業において必要な広報・アウトリーチ活動であれば、本補助金から支出できます。

問39 本補助金において、一般管理費は措置されるか。

本補助金で一般管理費は措置されません。

問40 「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」のサ) のオープンイノベーション機構の形成促進費は、どのような考え方となるか。

オープンイノベーション機構の形成促進に必要なスタートアップ経費(参画する研究者に必要なとなるポストドク等の配置や研究設備の整備等)について、共同研究等の相手先企業が負担することが困難な場合、3年目まで補助金交付額の25%以内で、本補助金から支出できます。

問41 オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、プロジェクト部門の研究者の人件費や消耗品や備品の購入費を措置できないか。

プロジェクトに参画する研究者自身の人件費は、本補助金からの支出はできませんが、その環境整備のために必要となるポストドク等の配置や研究設備の整備等は、本補助金から支出できます。

問42 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用(部局へのインセンティブ)や研究者への研究費支給(個人へのインセンティブ)は、オープンイノベーション機構形成促進費として支出することはできないか。

当該経費は、オープンイノベーション機構の充実・強化につながるものが不明確なため、補助金の適正執行の観点から、本補助金からは支出できないものとししました。なお、申請主体の自助努力分には計上できます。

問43 オープンイノベーション機構形成促進費を活用して、ポストドクやリサーチ・アシスタント(RA)を雇用する場合の給与について、上限等の制約はあるか。

給与等の額について、制度的な制約はありません。各機関が、それぞれの責任において内規等を定め、適切と判断する額を支給してください。

なお、文部科学省としては、第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画の趣旨を踏まえ、RAを雇用する場合、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨します。

問44 割賦販売契約にて割賦払いにより購入した設備備品は補助対象となるか。

本補助金は、国の会計法令の適用をうけるため、当該年度の補助金により購入した設備備品は当該年度末日(3月31日)までに納品、検査完了(当該機関の所有)している必要があります。割賦販売契約の場合において、割賦払いによる支払完了日が当該年度の末日(3月31日)を超えており、支払完了までに補助事業者にも所有権が移転しない場合には、事業期間内に購入したものとは言えないことから補助対象とはなりません。

(参考)

今回と同様の事例は、会計検査院の検査において「不当」事項とされています。

※ 平成17年度決算検査報告

「中小企業経営革新等対策費補助金等の経理が不当と認められるもの(312)」

(抜粋)

「事業主体が購入したとしていた機械装置は、支払完了日が補助事業期間を超えて設定され、支払完了までに事業主体にも所有権が移転しない割賦販売契約によっており、補助事業期間内に購入したとは認められないことから、上記の補助対象事業費のうち機械装置の購入費8,800,000円は補助の対象とならない。」

問45 人件費の支出は新規雇用の場合に限るか。

必ずしも新規雇用の場合に限るというわけではありませんが、運営費交付金、私学助成等の補助対象者の人件費は本補助金からは支出できません。

問46 本補助金により、クリエイティブ・マネージャーの研修を行うことは可能か。

クリエイティブ・マネージャーの研修は、「(別紙) オープンイノベーション機構の整備に係る経費について」のエ)に該当し、本事業の業務に支障がない範囲で行うことができます。例えば、学外の講師への謝金・手当、旅費や、研修の受講に際して必要となる受講料・教科書代等は本補助金から支出することができます。

問47 本補助金で取得した設備備品費をオープンイノベーション機構外で使用することは可能か。

本補助金で取得した設備備品については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本事業以外での使用については、採択大学内での空き時間を利用した一時的な他の用途への使用のみ可能とします。なお、外部機関へ持ち出しての使用は想定しておりません。

問48 採択された場合、経費はいつから使用することが可能か。

採択大学決定後に、文部科学省からの採択・交付申請手続きの連絡を行い、その後交付内定の連絡をもって補助事業の開始日を通知する予定です。補助事業開始日までに支出を行った場合、本補助金からの使用は認められませんので、ご注意ください。

【審査方法】

問49 面接審査はどのように実施されるか。

有識者により構成される審査委員会において書面審査を実施し、1 2 大学程度に絞り込んだ後、面接審査を実施する予定です。面接審査の構成は、プレゼンテーションと質疑応答を想定しています。

問50 面接審査対象大学の連絡はどのように行われるか。

書面審査終了後すみやか(6月下旬以降を想定)に、各大学の担当者宛にご連絡いたします。この際に、サイトビジット(候補日)及び面接審査日についても連絡する予定です。書面審査会における審査意見や補正申請の締め切り等は、別途ご連絡します。

問51 面接審査において、取組の説明には申請書以外の資料を使用することは可能か。

可能です。プレゼンテーション資料として使用してください。ただし、プレゼンテーション資料と申請書の内容が整合するようにしてください。

問52 審査委員の氏名は公表されるか。

審査結果発表時に公表する予定です。

問53 OPERA のオープンイノベーション機構連携型と審査は別々に行われるか。

別々に行います。OPERA のオープンイノベーション機構連携型では、オープンイノベーション機構の採択が前提となるため、JST からの審査状況の問合せに応じてください。

【他大学との連携について】

問54 申請に当たって、連携先の他機関の承諾を事前に受ける必要があるか。連携先の機関の長の文書は必要か。

申請書類として、連携に係る文書の提出は求めませんが、事業開始後に、採択大学と連携機関が委託契約を結ぶことを前提に、必要な準備をしてください。

問55 連携機関が、委託費の中で設備備品を取得した場合の取扱いはどうなるか。

当該年度事業終了後、採択大学に所有権移転を速やかに行い、翌年度以降事業継続するのであれば無償貸し付けを行うなどの必要な手続きをとってください。また、採択大学は当該設備備品が処分制限財産に該当する場合は、補助金交付要綱等に従い取得資産として報告してください。

【その他】

問56 申請書類の様式、項目、文字数、行数を変更してもよいか。

申請書類の作成にあたって、ことわり書きのない限り、様式や項目（注意書きを含む。）の変更、削除はできません。なお、指定された字数、ページ数の範囲内で、枠を伸縮させることは可能です。

問57 「オープンイノベーション機構の整備を図るための全体概要図（Microsoft PowerPoint）」について、盛り込むべき要素など、どのようなものを求めているのか。

審査において活用されることを前提として、申請内容におけるアピール点を盛り込んだ概要版として作成してください。

問58 略歴や研究業績書はいつの時点から記載すればよいか。

略歴や研究業績書は、本事業に関連すると思われるものをそれぞれ判断して記載してください。

問59 要求されている以外の資料を補足資料として添付することは可能か。

要求されている以外の資料を補足資料として添付することはできません。

問60 申請書を提出した後に、不備な箇所を見つけた場合、差し替えは認められるか。

申請書提出後の差し替えは認められません。

問61 「本事業の申請は1大学につき1申請とします。1大学から複数の申請があった場合、当該機関により申請されたすべての申請を審査対象外とします。」とされているが、研究室や教員個人から直接申請されると大学としては止められない。

本事業の申請は、学長又は理事長の代表者名で、各大学の産学連携担当部署より申請してください。これによらない場合は、文部科学省において産学連携担当部署に確認した後に受付けます。